

山川菊栄記念会＊資料部情報

no.4 2024年6月

山川菊栄の名言エッセンス

山口順子・山田敬子(山川菊栄記念会)



大體に率直に自己の意思を示せ。解放の第一歩はそれである。「解放の黎明に立ちて」歴史的総選挙と婦人参政権「『婦人公論』1909年4月再生号」

私たちはいつ私たち自身の魂を形成する権利を彼らの手にゆだねたのか・・・

姉妹よ、まずかく疑うことを習え。

「男が決める女の問題」『新日本』1918年11月号

日本では日常茶飯事となっている婦人同乗客に対する「悪戯」や、婦人通行者に対する侮蔑的嘲弄的な言辞は、いわゆる「暴行」と共通の性質をもっている。「資本主義の社会と性的犯罪」『女性』1928年2月号

そこでわれわれは、個別労働と集団労働を問わず、すべての職業を通じて男女の賃額に差等を附せられていることが、どれほど有害な結果を主んでいるかを知らざる以上、当座の問題としては、精力これに反対し、あくまで差別撤廃のために戦わねばならぬことはもちろんである。「職業婦人問題の諸相」『婦人公論』1925年3月号

戦後家族制度の廃止によって家督相続の必要がなくなって結婚の自由がえられたのはいいが夫婦同姓の規定はこれまた無用の長物として生き残ってしまった。このため結婚や離婚のたびに姓をかえる必要によって迷惑するのは女性である。「結婚・財産・署名」『婦人問題懇話会会報』2号、1966年5月

山川菊栄記念会
since 1981
<https://yamakawakikue.org>
神奈川県藤沢市片瀬360-10 B-307
cellphone: 090-2165-4038
tel&fax: 0466-26-6135
y.kikue@shonanfujisawa.com
郵便振替 00260-6-58492

「産児制限は、生殖の奴隷たる地位より放たれんとする女性の努力の現われである。」
「女性の反逆」精神的及物質的方面より見たる産児制限問題「『新日本』1918年11月号」

要旨

「資料部情報」4号は、山川菊栄文庫資料そのものの紹介ではなく、資料に立脚して生み出された山川菊栄の著述の先見性を再確認するために「名言エッセンス」をまとめることとした。新たに制作した山川菊栄記念会リーフレットに掲載した名言の解説を兼ねており、今後、時機をみて増補する予定である。収録した名言の年代範囲は1918年から1972年まで10点を選んでいる。なお、神奈川県立図書館蔵資料の関連調査で見つかった、これまで紹介されてこなかった文献「維新の申し子」『日本人の100年』第2巻(世界文化社、1972年)の一部を含む。

キーワード

山川菊栄、名言、女性の自己決定権、セクシャルハラスメント、リプロダクティブヘルス/ライツ、同一価値労働同一賃金、夫婦別姓、平和主義、維新史

©山口順子、山田敬子、山川菊栄記念会

この作品は [クリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 - 改変禁止 4.0 国際 ライセンス](https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/) の下に提供されています。

引用するときは次の形式をお願いします。

山口順子、山田敬子「山川菊栄の名言エッセンス」『山川菊栄記念会＊資料部情報』no.4、2024年6月（山川菊栄記念会サイト https://yamakawakikue.org/archives_info/内）閲覧年月日

山川菊栄の名言エッセンス

山口順子・山田敬子(山川菊栄記念会)

「君死にたもふことなかれ」と与謝野晶子は日露戦争への反戦姿勢を詩によって明示した。また、「元始女性は太陽であった」と平塚らいてうは過去を照らしながら、近代日本の女性の存在意義を高らかに宣言した。彼女たちからは短く強い光を放つ言葉が切り出せているのに対して、山川菊栄は生涯に翻訳や単著、新聞雑誌記事など実に2500件以上の著述活動を行っていたにもかかわらず、その名を聞いて反射的に普通の人々が連想するような言葉はない。評論家として長きにわたって紡いだ言葉の数々の厚みが、むしろ端的なまとめを拒んでいるのかもしれない。

しかし、戦前戦後を通じた評論活動のなかで時代を先取りしたように現代的課題に通じる名言を多く残していることが、これまでの山川菊栄の研究や、山川菊栄記念会の学習会、シンポジウムを通じて指摘されてきている。また近年、山川菊栄に注目してくれる方々の発信力のおかげもあり、山川の著作が普及し、深い読み込みがなされるようになってきている。そうした中で、高校や大学でのジェンダーに関する学びの機会が増えたとはいえ、実社会のなかでいまだ解消されない抑圧的な社会構造やジェンダー平等を阻む圧力に初めて向き合った若い世代が、「名言」に共感を示し、さまざまな手段で発信してくれることも多くなってきている。その数々は書かれた時代を透過して現代までも照らしているように感じると言われるが、波長が長く人の目にみえない遠赤外線のように、熱を帯びて私たちに届いているのかもしれない。

ここでは、山川菊栄を知る扉となるよう、現代性をもつ名言を集め、典拠とともに示している。この扉は、山川の言葉から新しいインスピレーションを得て、一步踏み出そうとする人、深い読みと探求をさらに深めようとする人などどのような人にも開かれている、目にみえない光を静かにそこに感じていただきたい。

凡例

- 1 執筆記事が発表された年月順に配列し、テーマは編者が現代の課題に沿ってつけている。
- 2 テキストの用字は菊栄が最初に書いた原典を再録した出版物に依拠し、底本は基本的に『山川菊栄集』全10巻、別巻1(岩波書店、1981-1982年)とした。ただし伏字字数が書かれていないところはその数を原典にあたって補った。
- 3 書誌は、原典のタイトル掲載媒体、再録された出版物、没後の著作集など比較的入手しやすい文献の収録箇所を出典を示し、そして＊マークのあとに簡単な解説を施した。
- 4 参照文献の略記は次のとおりである。

『旧版』 『山川菊栄集』全10巻、別巻1(岩波書店、1981-1982年)

『新装版』 『新装増補 山川菊栄集 評論篇』全8巻、別巻1(岩波書店、2011-2012年)

『論集』 鈴木裕子編『山川菊栄評論集 女性解放論集』全3巻(岩波書店)

『評論集』 鈴木裕子編『山川菊栄評論集』(岩波文庫、1990年)

山川菊栄年譜にかかわるところは、『旧版』の山川振作氏作成のものを適宜参照した。なお、『旧版』は別巻を除き、国立国会図書館デジタルライブラリ個人送信で読むことができる。

1918年＊女性の自己決定権

私たちはいつ私たち自身の魂を形成する権利を彼らの手に委ねたか。そして私たちはいかなる理由によって、私たち自身の意思を無視して審議し決定せられた彼らのいわゆる教育方針なるものに従って、生ける傀儡となって果すべき義務を認めねばならぬか。かく疑うことは私たちの自由でなければならない。

私たちの若き姉妹よ、まずかく疑うことを習え。かく疑うことを知った時、そしてこの疑いをあくまで熱心に、あくまで執拗に追及することを学んだ時、そこには私たち婦人の救いの道が開けてくることを、ただそこにのみ開けてくることを覚らるるであろう。

「男が決める女の問題」『新日本』(1918年大正7年11月号)。翌年、単著『女の立場から』(三田書房、1919年10月)に収録。

『旧版』『新装版』とも 第1巻、p218

＊雑誌『新日本』時評<女の立場から>のなかで、男性委員のみによる文部省審議会の女子教育方針の決定に対する批判を述べたのち、女性たちへの呼びかけとして書かれた。この教育方針は、良妻賢母主義を明確に打ち出すものであった。山川菊栄記念会が企画し、山上千恵子監督が2011年に制作した山川菊栄のドキュメンタリー映画のタイトルもここから採られた。

1921年＊自主的母性論 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

人類は一而して特にわれわれ婦人は一在来ほとんど自己のために生きずに、もっぱら他人のために生きてきた。われわれは子を生むというという最も貴重な、最も深刻な経験をさえ、自己のためにせず、他人のために、(伏字24字分)¹強いられてきた。今や世界の婦人は「自主的母性」の標語の下に、母となるべきや否や、また母となるべき時、子供の数、およびすべていかなる条件の下に母となるべきかを自己の意思によって決定しようとしている。

(略)

産児制限は、生殖の奴隷たる地位より放たれんとする女性の努力の現われである。自己の意思に反して母たることを呪う心は、同時に自己の意思にしたがうて母たることの要求と一致する、かくて産児制限によって、性的奴隷制度に対する女性の叛逆は成就せられ、自由母性の崇高なる理想は実現せられうるのである。

¹ 戦前の厳しい言論弾圧の下、山川菊栄の著作にも伏字が多く、数行にわたるものもある。伏字とは、検閲で削除命令を受けた文字を○や＝といった記号や空白に入れ替えることをいう。『旧版』『新装版』では伏字の字数が入っているところもあるが、この『解放』1921年1月号とその再録には伏字の字数24字分が書いてなかったので補った。

なお、『新装版』の鈴木裕子氏の解題(p336)では、ここに[国家のために、支配階級のために]を挿入した伏字の推定がなされている。しかし、原文は24文字でありこの15文字ではない。鈴木氏が参照しているのは、『女の世界』3月号で前号の石川三四郎の避妊論への反論に対して「他人のために、国家のために、支配階級のために強いられてきた」(下線はこの註記の執筆者による)と再び菊栄が書いた部分である。これは、『解放』1月号で最初に伏字となった部分が、再び検閲で削除されないように菊栄が書き直した、あたりさわりのない語句と解釈できる。従って、ここでは(伏字24字分)と明示して、検閲前に長い文言が書かれていたことだけわかるようにした。

「女性の反逆—精神的及物質的方面より見たる産児制限問題」『解放』1921年1月号、のち「婦人解放と産児調節問題」と改題して、単著『女性の反逆』（三徳社、1922年）に収録。

『旧版』『新装版』とも第2巻、p216、233、『論集1』p300、317

*マーガレット・サンガーは、半世紀以上展開されていたアメリカ合衆国の産児制限に関する思想と実践のなかから現われ、「1914年から40年ころまで約25年間にわたって、産児制限運動を率いた」人物であると有賀夏紀氏は『アメリカ・フェミニズムの社会史』（勁草書房、1988年、第8回山川菊栄賞）のなかで紹介した。有賀氏によれば、1913年頃までの運動以前の準備期間、それから貧困家庭に直接的普及を図ろうとする産児制限運動を最も過激に展開した時期を経て、1920年から30年代中産階級の改良運動と一体化していく段階的変化があるという。これに照らすと1922年に来日するのは改良運動に接近した時期となる。ここに出した著作より以前にサンガーについて山川菊栄が紹介したものには、「多産主義の呪い」（『大観』1920年10月号）、「無責任な多産論」（『東京朝日新聞』1920年11月24日号）、翻訳として「サンガー女史の「我子の性教育」『女性日本人』（1921年1月号、3月号）などがあって、来日前の1910年代後半のサンガーの実践活動の情報に触れ、社会主義の立場からそれを支持していた。山川の自主的母性論、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに着目した、曾和幸生による最近の論考がある²。曾和氏によれば、山川の産児調節論は「女性解放と社会主義の有機的連関が注目されるべき」であり、そのフェミニズムを明らかにする端緒が含まれていると指摘している。曾和氏の調べでは戦前の著作で産児調節論に関するものは、39件。このほか山川は、『日本医事新聞』（444号、1931年2月）にも「産児調節問題の諸々相」を書いているので、まだ見つかる可能性がある。大橋由香子氏も視野の広い菊栄のリプロ論に現代性を確認している³。なお、神奈川県立図書館蔵山川菊栄文庫資料にはサンガーの産児制限パンフレット「Family Limitation」が含まれているが、入手時期は不明である。

1921年＊働く女性がもつ権利の自覚と行動を鼓舞

メー・デーは、私たち労働者の日、虐げられた無産者の日であります。婦人と労働者とは幾十世紀の間、同じ圧制と無知との歴史を辿ってきました。しかし黎明は近づきました。ロシアにおいてまず鳴らされた暁鐘は、刻一刻、資本主義の暗黒を地球の上から駆逐して行く勝利の響きを伝えております。姉妹よ、お聴きなさい。あの響きの中にこもる婦人の力を。さあ私たちも、私たちの力のあらんかぎりをつくして、兄弟とともに日本における無産者解放の合図の鐘をつこうではありませんか。

覚めたる婦人よ、メー・デーに参加せよ。

赤瀾会は、資本主義社会の倒壊と、社会主義社会建設の事業に参加せんとする婦人の団体であります。入っては家庭奴隷、出では賃銀奴隷の以外の生活を私たちに許さぬ資本主義の社会、私たちの多くの姉妹を売笑婦の生活に逐う資本主義の社会、その侵略的野心のために私たちから最愛の父を、子を、愛人を、兄弟を奪って大砲的とし、他国の無産者と虐殺させあう社会、その貪婪な営利主義のために、私たちの青春を、健康を、才能を、いっさいの幸福を、そして

² 曾和幸生「山川菊栄の産児調整論」（『層：映像と表現』11（2019年、北海道大学大学院文学研究院映像・現代文化論研究室、<https://doi.org/10.14943/88028>）及び「山川菊栄の産児調整論 恋愛共産批判 そして公式主義」（『層：映像と表現』12 2020年、北海道大学大学院文学研究院映像・現代文化論研究室、<https://doi.org/10.14943/92306>）。

³ 大橋由香子「現代の課題にそのまま使える山川菊栄のリプロ論—墮胎を禁じるより、必要なる者には安全な方法を」『未来からきたフェミニスト—北村兼子と山川菊栄』（花束書房、2023年、pp.284-292）

生命をさえも蹂躪し、犠牲にし去って省みない資本主義の社会—赤瀾会は、この惨虐無知な社会に対して断乎として宣戦を布告するものであります。
解放を求むる婦人よ、赤瀾会に加入せよ。

社会主義は、人類を資本主義の圧政と悲惨とから救う唯一の力であります。正義と人道とを愛する姉妹よ、社会主義運動に参加せよ、

赤瀾会

「婦人に檄す 赤瀾会」(1921年、メーデーの際のピラのアピール)

『旧版』『新装版』第2巻、p265～266、『論集2』 p8～9、『評論集』(岩波文庫) p120～121

* 赤いさざ波の意味をもつ赤瀾会は日本で最初の女性による社会主義団体で、1921年(大正10)年4月に結成され、堺利彦の娘の堺真柄、橋浦はる子、九津見房子、秋月静枝が発起人、伊藤野枝と山川菊栄が顧問格で参加した。1920年に社会主義同盟が結成されたが、女性を政治結社から排除する、つまり女性と政治運動を切り離してしまう治安警察法によって、同盟に参加できなかったため、社会主義者の妻や娘といった家族が多く集まった。彼女たちは菊栄が書いたアピール文のピラで呼びかけ、5月の第2回メーデーに参加した。『読売新聞』(1921年5月7日付朝刊)⁴記事によれば、赤瀾会のメンバーのうち、秋月静枝と中名生(なかのみょう)イネはその場で捕えられて収監されたことが見出しからもわかる。秋月の夫・中名生幸力の妹がイネだが、この兄妹については、小松隆二氏の研究⁵が詳しい。

1925年＊男女同一価値労働同一賃金

そこでわれわれは、頭脳労働と筋肉労働とを問わず、すべての職業を通じて男女の賃銀の差等を附せられていることが、どれほど有害な結果を生んでいるかを知る以上、当面の問題としては、極力これに反対し、あくまで差別撤廃のために戦わねばならぬことはもちろんである。

「職業婦人問題の諸相」『婦人公論』1925年3月号、『女性解放へ—社会主義婦人運動論』(日本婦人会議中央本部出版部 1977年、p151)に再録

『旧版』『新装版』ともに第4巻 p48

* 山川菊栄の翻訳文献は生涯にのべ200件以上を数えることができる⁶。そのなかでも英国フェビアン協会の女性たちとの関連が深いことは、今井けい「山川菊栄—女性運動史上の日英関係断章」『日英交流史』文化篇・第7

⁴ 「ヨミダス」記事検索による。

⁵ 小松隆二「ある忘れられた社会運動家のこと—中名生幸力の生涯と事績—」(「三田学会雑誌」80巻2号、1987年6月)慶應義塾大学学術情報リポジトリからダウンロードできる。なお小松氏はこのなかで江刺昭子氏の『覚めよ女たち 赤瀾会の人びと』(大月書店、1980年)について、中名生に関する参照資料に問題が多く含まれているため、その評価に誤りが生じていると指摘している。

⁶ 山口順子作成「山川菊栄の翻訳文献一覧—原著とその作者にみる国際性」ベータ版1.0『山川菊栄記念会＊資料部情報』3号 (https://yamakawakikue.org/archives_info/内)。なお作成経過については『NPO法人労働者運動資料室会報』60号(2024年6月1日発行)を参照されたい。

章(東京大学出版会、2001年)がすでに指摘している。第1次世界大戦中の女性労働問題とともに同一価値労働同一賃金原則について提起した、ビアトリス・ウェブの1919年の著作は、神奈川県立図書館の山川菊栄文庫にも入っている⁷。その抄訳を早くも1920年の『改造』8月号に、「性的差別待遇撤廃論(男女賃金問題の研究)」として発表しており、女性労働の根本的なこの問題に強い関心を寄せていたことがわかる。ここで紹介した文章はその1925年版といえるものである。戦後1948年に抄訳ではなく単著の翻訳として出版した。それについては、GHQ資料はもとよりハーバード大学蔵のミラー文書などをもとにした遠藤公嗣氏の最新研究⁸がある。

1928年＊性的犯罪とその責任ーセクシャルハラスメント

法律は「暴行又は脅迫を持って」「人の心身喪失若しくは抗拒不能の乗じ」、「婦女を姦淫したる者は二年以上の懲役に処す」と規定している。して見れば貞操の加害者は、最低二年でその罪を帳消しにされる。けれども被害者の方は、一生帳消しにされない。

(略)

日本では日常茶飯事になっている婦人同乗客に対する「悪戯」や婦人通行者への侮辱的嘲弄的な言辞は、いわゆる「暴行」と共通の性質を持っている。これらの行為の差異は、程度の差異であって、質の差異ではない。婦人に対する侮辱はそれが、その極致である「暴行」という形をとった時こそ、道徳的にも法律的にも罪悪となり得るが、それ以下の場合では、不道徳とすら認められていない。

「資本主義の社会と性的犯罪」『女性』1928年2月
『旧版』『新装版』ともに第5巻 p32、34

*2000年開催の山川菊栄生誕110年シンポジウムで、長年「東京・強姦救援センター」の活動を通じて、性暴力問題に取り組んできた弁護士角田由紀子氏は、この山川の分析について、根源的で急進的な視点を持ち、性的規範のダブルスタンダード、性犯罪 セクハラ 痴漢行為などの本質をつく先進性があると指摘した。特に、加害者の罪が軽んじられていることについて社会の性差別構造の問題、すなわち家父長制に根ざしていることをいち早く見抜いていた点を高く評価した⁹

ごく最近報じられた大阪地検の元検事正の逮捕事件に続き、沖縄の米兵による性的暴行事件は根絶の気配さえなく、しかも日米地位協定により国内法で裁かれることはない。

⁷ Webb, Sydney The Wages of Men and Women: Should They be Equal?, Fabian Society, 1919 (神奈川県立図書館山川菊栄文庫、請求番号 ヤY/I6/WE/、閲覧停止中)

⁸ 遠藤公嗣「1948年山川菊栄訳の2つの男女同一賃金論」『(明治大学)経営論集』71巻4号」PDF版遠藤氏個人サイト(<http://jbaaijbaci.xsrv.jp/>内) <2024年6月20日確認>

⁹ シンポジウム記録のうち角田報告の部分は、山川菊栄記念会編『山川菊栄の現代的意義 いま 女性が働くこととフェミニズム』p138以下。「山川菊栄連続学習会第六回 二一世紀フェミニズムへ」(2) (労働者運動資料室サイト内掲載のデジタル版でも読むことができる。(http://roudousyaundou.que.jp/kikue_015.htm) <2024年6月17日確認>

1931年＊ 統制下に入るメディア批判と反戦平和への想い

機関銃の響きは内地の「国論」を「統一」することはできよう。しかし隣国の民族の「国論」まで、われに一致させることはできない。

(略)

いつの世、どんな社会にも、戦時における婦人の犠牲的、殉国的態度の見られぬということはない。彼女たちは、正義のため、共同利害のためには、子に傾け尽すと同じ熱情と感激とをもって、その子を戦神の祭壇に捧げて悔いないのである。単純な、本能的な母性愛や平和な家庭生活への執着は、より大きな、集団の共同利害の前には、いつでも犠牲にされるだけの用意がある。

「満州の銃声」『婦人公論』1931年11月号、のち『女性五十講』(改造社、1933年)に収録されるも発行禁止処分を受けた。

『旧版』『新装版』ともに第6巻、p11～12、『論集3』 p44～45

『評論集』(岩波文庫)p180～181

＊1931(昭和6)に菊栄は、息子の振作の治療のため東京・三田にあった主治医の奥山伸医師の家の近所に間借りして暮らすことになった。その間、夫の均は鎌倉の稲村ヶ崎にあった自宅にいて、週末だけ母子が帰る不安定な二重生活を続けていた。そうしたなか、9月に満州事変が勃発したことがこの文章の背景にある。「満州で放たれた一発の銃声」を契機に、軍部への批判の一切を含む新聞記事が「日章旗と銃剣の写真」に覆われ、どの新聞も画一的となり、内外の言論機関が統制下にはいったように見える、とメディアの急激な変化について冒頭に指摘した。戦火の端緒となったこの時点以前からも反戦と平和主義を堅持していた菊栄の戦時下の言説については『新装版』の最終巻にまとめられている。

1946年＊ 女性参政権行使の意義

私は総選挙の結果にて婦人の意思が正直に現われることを第一に必要と認め、それを希望する。私は婦人に関する真実を掴みたい、事実を知りたい。買収されまたは強制された投票は真実を語らない。無知は無知でよい、恥ずるに及ばぬ。それは女の罪でなく、過去の日本の罪なのだから。女よ、包みかくすことなく、恐れはばかることなく、大胆に率直に自己の意思を示せ。解放の第一歩はそれである。

「解放の黎明に立ちて一歴史的総選挙と婦人参政権」『婦人公論』1946年4月再生号

『旧版』『新装版』ともに第7巻、p36、『論集3』 p187、『評論集』(岩波文庫) p224

＊日本国憲法制定に先立って女性参政権が行使される総選挙に際して、女性自身の意思を大切に一票を投じることを呼びかけた。『婦人公論』の戦後第1号に掲載された文章であり、表現の自由を得て伸びやかに女性たちを鼓舞することばが印象的である。今も解消のきざしがなく金権政治に対する批判をも含んでいる。戦前には女性参政権運動に対して、ブルジョアの議会政治への割り込みにすぎず、女性の解放にはつながらないと否定的であった山川菊栄の姿勢がここで変化をみせているようにみえる。だが、このエッセイを取り上げたエリサ・

フェイスン氏の論考¹⁰によれば、そこに矛盾はなく、男子のみに参政権が認められた普通選挙法成立の1925(大正14)年に、菊栄が無産政党準備委員会に提案した「婦人の特殊要求」に女性の公民権が含まれていたところから一貫性が認められるという。戦前の日本を資本主義のもと、権威主義的で反民主的な国家とみなし、軍国主義とともに批判し続けていた菊栄が、敗戦によって体制転換が起こり、新しい民主的な国家体制の実現をまえにして、女性たちが参政権を通じて民主主義を学び政治的自律性がうまれることを信じていたのだと述べている。そして、「私は婦人に関する真実を掴みたい、事実を知りたい」という言葉どおり、1947年から1951年に初代労働省婦人少年局長として務める¹¹なかで、女性や年少労働の実態調査を全国的に進め人権状況を明らかにするとともに、さまざまな啓発活動¹²を展開していった。

1966年＊選択的夫婦別姓

戦後家族制度の廃止によって家督相続の必要がなくなって結婚の自由がえられたのはいいが夫婦同姓の規定はこれもまた無用の長物として生き残ってしまった。このため結婚や離婚のたびにごとに姓をかえる必要によって迷惑するのは女性である。旧民法のように夫の家に入るのではなくても嫁にやるとか、もらうとかいう不愉快な言葉もこの習慣がある間はずつとであろうし、祖先の祭りをつぐために男の子を望む感情も絶えない。私は結婚に際し同姓をとるか別姓をとるかは本人たちの選択に任せるよう民法を改正すべきだと思う。国連の婦人の地位委員会でもそれをすすめている。(略)

「結婚・財産・家名」『婦人問題懇話会会報』2号(1966年5月)

『旧版』『新装版』ともに第7巻、p276、『論集3』 p220、『評論集』(岩波文庫) p268～269

¹⁰ Faison, E. (2018). "Women's Rights as Proletarian Rights: Yamakawa Kikue, Suffrage, and the "Dawn of Liberation"." In Bullock J., Kano A., & Welker J. (Eds.), *Rethinking Japanese Feminisms* (pp. 15-33). Honolulu: University of Hawai'i Press. Retrieved from <https://www.jstor.org/stable/j.ctv3zp07j.6> (エリサ・フェイスン著「プロレタリアートの権利としての女性の権利: 山川菊栄、婦人参政権と『解放の黎明』」、バロックほか編『日本のフェミニズム再考』所収(ハワイ大学出版会、2018年、pp.15-33)。なお、フェイスン氏は2012年6月に来日し、山口大学大学院東アジア研究科主催による第11回 東アジア学術講演会で論文と同タイトルの講演を行った。そのとき氏の希望で、江の島にあったかながわ女性センターの「山川菊栄文庫」の見学に際し、山川菊栄記念会とも交流があった。

¹¹ 山川菊栄の労働省婦人少年局就任については、上村千賀子『占領期女性のエンパワーメント—メアリ・ビーアド、エセル・ウィード、加藤シズエ』(藤原書店、2023年3月、p131以下)が最も詳しく、当初の局長候補だった山本杉から菊栄への変更経緯を含めて最新研究となっている。

¹² 労働省婦人少年局における山川菊栄の政策については、豊田真穂『占領下の女性労働改革—保護と平等をめぐって』(勁草書房、2007年)、豊田真穂「労働省婦人少年局と山川菊栄」山川菊栄記念会『いま、山川菊栄が新しい! 生誕130周年記念シンポジウム記録集』(2021年、pp.23-33)、豊田真穂「山川菊栄の生理休暇論」『未来から来たフェミニスト—北村兼子と山川菊栄』(花束書房、2023年、pp.274-283)。

また、啓発活動については、長志珠絵「歴史展示におけるジェンダーを問う」『国立歴史民俗博物館研究報告』219号、2020年3月、pp.71-96)、長志珠絵「労働省婦人少年局と紙芝居」『子どもの文化』(53巻6号、2010年6月、pp.34-43)、国立歴史民俗博物館監修『新書版 性差(ジェンダー)の日本史(インターナショナル新書』(2021年10月)、長志珠絵「占領とジェンダー—モノ資料から考える」(『歴史評論』868号、2022年8月、pp.38-50)が、いずれも国立歴史民俗博物館で開催された「性差の日本史」展に関連して発表されている。労働省婦人少年局が作成した調査資料や啓発資料は財団法人女性労働協会サイト内「行政デジタルアーカイブ」で検索閲覧し、ダウンロードもできる。(https://www.jaaww.or.jp/history/) <2024年6月23日確認>。

＊山川菊栄は主宰した雑誌『婦人のこえ』¹³(1953年10月-1961年9月)が財政的にゆきづまり廃刊したすぐあとに、1961年「婦人問題懇話会」¹⁴を設立した。一貫して山川菊栄の活動を支え続けた菅谷直子氏は、『婦人問題懇話会会報』¹⁵が、設立後しばらくたって冊子体ではじめて印刷され手にしたときの菊栄について「あんな嬉しそうな輝かしい笑顔を拝見したのは長いお付き合いの中で後にも先にもなかった」¹⁶と回想した。会報の第2号(1966年5月)の掲載論考では、夫婦の姓は当事者の選択にすべきだと民法改正を明確に主張している。1947(昭和22)年5月、菊栄は「家族法民主化期成同盟」に参加して民法改正案への修正希望条項を共同で提出したが、そのなかに「氏」に関する条文削除も含まれていた¹⁷。その4か月後に労働省婦人少年局長に就任するが、婦人問題懇話会には労働省時代に部下であった女性も参加し、懇話会の活動を通じて後進となる多くの女性解放活動家や評論家、研究者が育っていった。なお、設立時からの会員の故・赤松良子氏(第7代労働省婦人少年局長)の回想については、山川菊栄記念会サイトニュース¹⁸のなかで紹介している。

1970年＊高度経済成長への懐疑、戦争をする国にしようとする政府への批判

工業がいかに発達し、経済がいかに高度成長をとげても、女性がいかに高賃金の専門職に多くついても、人間の血がもつと高く評価されない限り、労働者の解放も婦人の解放もありえない。軍事費を支持し、ギャンブルを支持する政党、他国に出兵し、または兵器を売りこむ政府、これらに一票を投ずることは、自分で自分の首をしめることと知らねばならぬ。

「何のための高度成長か」『婦人問題懇話会会報』12号、1970年5月
旧版・新装版ともに第7巻、p311、『論集3』 p255

＊1970年は高度経済成長の頂点を象徴的に現した大阪万国博覧会が開催された年である。ここで展開された政府批判の矛先は、より緊迫の度合を高めている今日の状況にもそのまま向けることができる。1978年に山川菊栄が出演したNHKのインタビュー番組でも、いま最も重要なこととして「軍縮、それもゾ連」と述べていた。

¹³『婦人のこえ』については、山川菊栄 記念会サイトニュース「「虎に翼」のモデルの一人、女性弁護士・久米愛と雑誌『婦人のこえ』」(<https://yamakawakikue.org/2024/05/26/240526/>)。

『婦人のこえ』の総目次は、菅谷直子『来しかたに想う—山川菊栄に会って—』(2005年 自費出版)に岡部雅子氏の責任編集で収録されている。

¹⁴「日本婦人問題懇話会の軌跡」サイト(<https://sites.google.com/view/fumonkon>)に記録されている。註12前掲の岡部氏作成目次のデジタル版も同サイト内で提供している。

¹⁵ WANミニコミ図書館(<https://wan.or.jp/dwan>)にデジタル版が掲載されているほか、国立国会図書館デジタルライブラリでもWeb上から閲覧ができる。第2号は(<https://dl.ndl.go.jp/pid/2247413/1/13>)。なお、井上輝子『日本のフェミニズム 150年の人と思想』(有斐閣、2021年、pp.201-203)は、婦人問題懇話会が「従来の論壇や政治運動が無視してきた婦人問題を政治的課題として提起していったことの意義は大きい」としている。

¹⁶ 菅谷直子「会報発行二〇年の思い出」『社会変革をめざした女たち』(ドメス出版、2000年)

¹⁷ 我妻栄編『戦後における民法改正の経過』(日本評論社、1956年)所収、資料18、p.342。国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/pid/3000377>)。この項は、『新装版』の年譜では採録されていない。「Web日本評論 編集部」によるXへの2024年6月6日付ポスティングを参考にした。

¹⁸ 「故・赤松良子さんが書いた山川菊栄の思い出」山川菊栄記念会サイトニュース(<https://yamakawakikue.org/2024/05/30/240530/>)。

1972年＊維新史への関心

千世は維新の深刻な経験から、世の中は変わるものだという原則を信じ、それもジグザグの道をたどっても結局は新しい、よい方へ向って変わるものだという楽観的な見通しをもっていた。維新の教訓は大きい。そして私は自分を維新の申し子だと思う。私の八一年の生涯は維新の線の延長発展の上にあると思ひ、それ故に維新史には深い関心をもつ。

「維新の申し子」『日本人の100年』第2巻(世界文化社、1972年3月)pp.168-172

＊山川菊栄は、両親である森田龍之助¹⁹と千世から昔はよかったという懐古的なつづやきは聞いたことがなかったという記述のあとにつづく最終段落として書かれた。神奈川県立図書館蔵・山川菊栄文庫資料にこの『日本人の100年』第2巻の付録レコード(NHKサービスセンター監修「昭和の音の記録」)だけが1枚あり、本体の書籍については最近の調査で判明した。これまで紹介されたことのない文献である。『日本人の100年』は、1968年の明治維新100年を記念する出版ブームとともに企画されたシリーズもので、1971年中には脱稿したと思われる。すでに茨城県の県史編さん事業顧問を務めており、『茨城県史研究』1号(1965年3月)に「皇朝史略をめぐる」を発表してから断続的に同誌に執筆していた。1972年2月には東洋文庫版『おんな二代の記』が出版された。ここでは母・千世の優秀さに対して、父親をあまりよく書いていないが、この「維新の申し子」のなかでは父方の縁者についてもくわしく書かれている。「私は維新の申し子であると思う」とのことばは、ある種の覚悟を感じさせるものがあるが、幕末の水戸藩について、『茨城県史研究』に7回にわたって発表するのは1973年2月以降である。それらをもとにした最晩年の作品『覚書 幕末の水戸藩』²⁰で、1975年、第2回大佛次郎賞を受賞した。いまま老若男女から愛される名著となっている。

¹⁹ 『女二代の記：わたしの半自叙伝』(日本評論新社、1956年)も『おんな二代の記』(東洋文庫、平凡社、1972年)も「竜之助」となっており、『旧版』は後者を底本としている。山川菊栄文庫蔵の「森田竜之助自筆履歴書 封筒表て書き 菊栄筆」(請求番号 ヤ/D3/モリ/、現在閲覧停止中)は、菊栄が略字を使って「竜之助」と書く場合があったことを示している。しかし、グーグルブックスでみられる「雲州藩士森田龍之助奥羽陣中日記」(写本、慶應義塾大学図書館蔵)も『官員録』も「龍之助」となっている。この「維新の申し子」では史料に忠実に書いたためか、一貫して「龍之助」と書かれているので、ここでも踏襲した。

²⁰ 『覚書 幕末の水戸藩』の成立過程については山口順子「神奈川県立図書館蔵山川菊栄文庫資料のうち、青山延寿出版関係史料について」(仮題)の補論として公表の予定がある(科研費基盤研究B・20H01319「維新政権期の木版刊行物に関する学際的研究およびオープンサイエンスの推進」(研究代表・国文学研究資料館研究部 藤實久美子教授)サイト内(<https://sites.google.com/view/ishin-mokuhan/top/report2>))。